

VPS サービス利用契約約款

第1章 総則

第1条 (約款の適用)

- 1 本 VPS サービス利用契約約款（以下「本約款」という）は、株式会社デジタルソリューションズ（以下、「当社」という）が提供する VPS サービス（以下「本サービス」という）の利用者である法人（以下「契約者」という）と当社の間において、本サービスの利用に関する一切の契約（以下「利用契約」という）に対して適用するものである。
- 2 当社の Web サイト等において当社が公開するまたは個別に通知若しくは提供等する本サービスの機能説明、利用方法に関する説明、利用上の制限事項・注意事項等（以下「説明書等」という）は、本約款の一部を構成するものとし、本サービスの利用に適用される。
- 3 契約者は利用契約の申込前に必ず本約款の内容を確認し、利用契約の申込を行うに際しては本約款の内容を承諾したものとする。したがって、本サービスの利用は、本約款の内容を契約者が承諾していることを前提としている。

第2条 (約款の変更)

- 1 当社は、契約者の承認を得ることなく本約款を変更できるものとし、当社が定める方法により変更内容を知照する。
- 2 契約者と当社とは、変更内容の通知後、変更後の契約約款の内容に合意したものとみなす。

第3条 (通知)

- 1 当社から契約者への通知は、書面、電子メールまたは Web サイトへの掲載等、当社が適当と判断する通信手段による。
- 2 前項の規定に基づき、当社から契約者への通知を電子メールまたは Web サイトへの掲載により行う場合には、当該通知は、インターネット上に配信された時に到達したものとす。

第2章 利用契約

第4条 (本サービスの品目、内容)

- 1 本サービスの品目、内容は、別表に定める通りとする。

第5条 (利用契約の成立)

- 1 利用契約の申込は、当社所定の方法に従ってこれを行うものとする。
- 2 利用契約は、前項に定める申込につき当社が審査を行い、承諾し、承諾通知を発信したときに成立するものとする。
- 3 利用契約が有効に締結され、初回に支払うべき料金が支払われたことが当社により確認されたことを条件に、当社が申込者に対して通知した利用開始日から継続して提供される本サービスの提供は開始される。

第6条 (承諾しない場合)

- 1 当社は、利用契約の申込者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当社は申込者に何らの通知をすることなく、申込を承諾しないことがある。
 - (1) 当社が、申込みに係る本サービスの提供または本サービスに係る装置の手配・保守が困難と判断した場合
 - (2) 以前に当社との契約上の義務の履行を怠ったことがある等、申込者が当社との契約上の義務の履行を

怠るおそれがある場合

- (3) 申込書の内容に虚偽記載があった場合
- (4) 申込者が日本国内に在住していない場合
- (5) 当社の競合他社等、事業上の秘密を調査する目的で契約を行う場合
- (6) 申込者が未成年者、成年被後見人、被保佐人または民法第 17 条第 1 項の審判を受けた被補助人のいずれかであり、申込につき法定代理人、後見人、補助人または保佐人の同意等を得ていない場合
- (7) 申込者に対する本サービスの提供に関し、業務上または技術上の著しい困難が認められる場合
- (8) 申込者が当社の社会的信用を失墜させる態様で本サービスを利用するおそれがある場合
- (9) 申込者が暴力団関係者その他反社会的団体に属する者と認められる場合
- (10) 第 3 章のいずれかを果たせないおそれがある場合
- (11) その他当社が利用契約の締結を適当でないと判断した場合

- 2 前項の規定により本サービスの申込みを拒絶した場合は、速やかに申込者へ通知するものとする。契約成立後に、契約者が前項に定める事由のいずれかに該当することが判明した場合、当社は何らの通知または催告をすることなく本サービスを停止しその利用契約を解約できるものとする。なお、当社は、申込を拒絶または利用契約を解約した理由を開示する義務を負わないものとする。

第7条 (契約事項の変更の届出)

- 1 契約者は、申込書記載事項に変更があった場合、書面により速やかに当社に対して届け出るものとする。
- 2 契約者である法人が合併した場合に、合併後存続する法人または合併により新設された法人は、合併の日から 14 日以内に書面により当社に届け出るものとする。
- 3 当社は、前 2 項の変更の届出が遅れたことまたは契約者が当該届出を怠ったことにより契約者または第三者が被ったいかなる損害についても責任を負わないものとし、当該届出が遅れたことまたは契約者が当該届出を怠ったことにより当社からの通知が不着または延着となった場合でも、通常到達すべき時期に到達したとみなすことができるものとする。
- 4 当社は、契約者について次の事情が生じた場合は、契約者の同一性または事業の継続性が認められる場合に限り、第 2 項および第 3 項を準用する。
 - (1) 契約者である法人の分割または事業譲渡による新たな法人への承継
 - (2) その他前各号に類する変更

第8条 (利用契約上の地位等の譲渡等)

- 1 契約者は、当社の事前の書面による承諾がない限り、利用契約上の地位もしくは権利を第三者に譲渡し、担保として提供等し、または利用契約上の地位もしくは義務を第三者に引き受けさせることはできない。
- 2 契約者は、本サービスの利用に関して当社が発行したアカウントを用いて第三者が行った一切の行為（不作為を含む）について、契約者の関与の有無を問わず、当社に対し、利用契約または法令に基づく民事上の一切の義務ないし責任を負うものとする。

第3章 契約者の責務

第9条 (利用料金)

- 1 契約者が当社に支払うべき金額は、本サービスの料金（特に断りがない場合、初期料金、月次料金の双方を指す）ならびに当該料金額支払に対して課される消費税および地方消費税相当額の合計額（以下「税」という）とする。
- 2 本サービスの料金および税の支払期限は、本サービスのウェブサイト上に別途定める通りとする。
- 3 本サービスの料金は、利用契約にて別途定めない限り、本サービスのウェブサイト上に別途定める通り

とする。ただし、物価または当社の施設に係る維持管理運営費の変動により、当社が本サービスの料金を不相当と認めるに至ったときは、当社が第3条に従い通知することにより、契約期間内でも、料金を変更することができるものとする。

第10条（支払）

- 1 契約者は、当社に対し、料金と税を、その支払期限までに、金融機関からの振込み（振込手数料は契約者の負担）にて、支払うこととする。

第11条（遅延損害金）

- 1 契約者は、料金等の支払を遅延した場合、年率14.5%の割合による遅延損害金を支払うものとする。

第12条（最低利用期間）

- 1 本サービスの最低利用期間は、別表に定める通りとする。

第13条（禁止事項）

- 1 契約者は、次の各号に該当する行為を行ってはならない。
 - (1) 当社もしくは第三者の著作権・商標権等の知的財産権を侵害する行為、またはそのおそれのある行為
 - (2) 当社もしくは第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、またはそのおそれのある行為
 - (3) 当社もしくは第三者を差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、当社もしくは第三者への差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
 - (4) 詐欺、規制薬物の濫用、児童売買春、預貯金口座および携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、またはそのおそれの高い行為
 - (5) 猥褻、児童ポルノまたは児童虐待に当たる画像、文書等を送信または掲載する行為
 - (6) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれにつき勧誘する行為
 - (7) 本サービスにより利用しうる情報を改ざんまたは消去する行為
 - (8) ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為
 - (9) 本サービスにおいて、利用契約に基づき利用可能となるサーバ、ネットワーク機器等の設備（以下「サーバ設備」という）、または当社のルータ機器、バックボーン設備、回線設備、電源設備その他の当社が本サービスを提供するにあたり用いる設備等（ただし、サーバ設備は除く）（以下「電気通信設備等」という）に不正にアクセスする行為
 - (10) 他者に対し、無断で広告・宣伝・勧誘等を目的とした電子メール（スパムメール等）や他者が嫌悪感を抱く電子メール（嫌がらせメール）等を送信する行為、他者のメール受信を妨害する行為、連鎖的な電子メールの転送を依頼する行為（チェーンメール）および当該依頼に応じて電子メールを転送する行為
 - (11) 当社もしくは第三者の設備等またはサーバ設備もしくは電気通信設備等の利用もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
 - (12) 第三者の通信に支障を与える方法もしくは態様において本サービスを利用する行為、またはそのおそれのある行為
 - (13) 当社の本サービスの提供を妨害する、または妨害するおそれのある行為
 - (14) 違法に賭博・ギャンブルを行い、または勧誘する行為
 - (15) 違法行為（けん銃等の譲渡、公文書偽造、殺人、脅迫等）を直接的かつ明示的に請負い、仲介し、または誘引（他人に依頼することを含む）する行為
 - (16) 人の殺害現場等の残虐な情報、動物を虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を掲載し、または不特定多数の者にあてて送信する行為

- (17) 人を自殺に誘引または勧誘する行為
 - (18) 犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれの高い情報や、他者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を不特定の者をして Web ページに掲載等させることを助長する行為
 - (19) 他の契約者や第三者に著しく迷惑をかけ、または社会的に許されないような行為
 - (20) 公序良俗に反する行為またはそのおそれのある行為
 - (21) 法令に違反する行為またはそのおそれのある行為
 - (22) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様または目的でリンクをはる行為
 - (23) その他、当社が本サービスの契約者として相応しくないと判断する行為
- 2 前項各号のほか、当社は必要に応じ当社 Web サイトにおいて禁止事項および注意事項等を別途定めることがあるものとし、契約者はこれを遵守するものとする。

第14条（第三者の利用）

- 1 契約者は、本サービスの利用において、第三者に対し、以下の各号に該当する行為をさせる場合（ID・パスワード等を発行する場合を含むが、これに限られない）、当該第三者に対して本約款に定める禁止事項を遵守させる義務を負うものとする。
- (1) サーバ設備に文章、画像、プログラム、データ等のコンテンツ（以下「コンテンツ」という）をインストールする行為
 - (2) サーバ設備にインストールされたコンテンツをインターネットに公開する行為
 - (3) サーバ設備にインストールされたコンテンツを用いて自己または他者のために何らかの処理を行う行為
 - (4) 前各号の行為を他者にさせる行為
 - (5) その他、サーバ設備を利用する行為
- 2 前項の第三者が禁止事項に該当する行為を行った場合、当該行為を契約者が行ったものとみなす。
- 3 当社は、第1項の第三者に対して利用契約上何らの義務ないし責任も負わないものとする。

第15条（サーバ設備の維持管理）

- 1 契約者は、契約者のサーバ設備を適切な状態に保ち、他の契約者の利用に支障を与えないように取り扱うものとする。
- 2 サーバ設備に故障等が発生した場合、契約者は、当社に対し、当該サーバ設備の復旧を請求することができる。
- 3 契約者は、サーバ設備の制御、調整その他利用に関して必要なパスワードを、第三者に推測されないように、設定または管理しなければならない。
- 4 契約者は、サーバ設備上に保存されるデータ（個人情報、機密情報その他本サービスの提供開始以降に当該サーバ設備上に保存されたすべてのデータをいい、以下「契約者データ」という）を、自己の責任と費用負担において管理するものとする。当社は、契約者データに対してなんら関与および関知するものではなく、契約者データの漏洩、滅失等もしくはこれらの予防またはこれらが発生した場合の対応もしくは契約者データの復旧について、何ら責任を負うものではない。

第16条（ソフトウェア等の利用）

- 1 契約者は、本サービスにおいて、当社よりライセンスが提供される OS、ソフトウェア等（以下これらを併せて「提供ソフトウェア等」という）について、本サービスにおいて自らが利用する目的にのみ利用することが可能であり、提供ソフトウェア等に付随する規約、ライセンス等において認められる範囲を

- 超えてこれを利用することはできないものとする。
- 2 提供ソフトウェア等に関する著作権その他の一切の権利は、提供ソフトウェア等の権利者に帰属する。当社は、契約者に対し、これらの権利について譲渡、許諾等を行うものではない。ただし、提供ソフトウェア等の権利者が、契約者が提供ソフトウェア等を利用するにあたって当社からの許諾が必要であるとする場合には、当社は、当該権利者の定めるところに従って、契約者に対し利用を許諾するものとする。
- 3 契約者は、前々項または前項に定める契約者に認められた利用範囲を超えた提供ソフトウェア等の利用または前項に定めるソフトウェア等の権利を侵害したことによって当社に損害を与えた場合、これを賠償する責任を負うものとする。

第17条（データ等の保管およびバックアップ）

- 1 契約者は、本サービスが本質的に情報の喪失、改変、破壊等の危険が内在するサービスであることを理解した上で、契約者データを自らの責任において利用し、保管管理し、且つ、バックアップをするものとする。
- 2 当社は、システム保安上の理由等により、契約者データを一時的にバックアップする場合がある。ただし、当該バックアップは、契約者データの保全を目的とするものではなく、当社が契約者からの当該バックアップデータの提供要求に応じる場合であっても、当社は、当該データの完全性等を含め何らの保証をしない。
- 3 契約者が契約者データをバックアップしなかったことによって被った損害について、当社は損害賠償責任を含め何らの責任を負わないものとする。

第18条（その他の責任等）

- 1 契約者は以下の事項を了承し、本サービスを利用するものとする。
 - (1) 本サービスを利用し行われる業務の主体は契約者自身であり、契約者は自己の責任と費用をもって業務の運営を行うものとする。
 - (2) 本サービスを利用し契約者が行う業務について、当社と契約者との間には代理関係、業務提携等の協業関係等、その他本約款に明示しない一切の取引関係は存在しない。
- 2 契約者は本サービスを利用し自己が行う業務について、企業活動に適用される全ての法令を遵守しなければならない。
- 3 契約者は本サービスを利用し自己が行う業務について、法令で定められた必要な許認可の取得または登録を予め自己の責任と費用において行うものとし、当社が当該許認可または登録を証する書類等の提出を求めた場合は、すみやかに提出するものとする。
- 4 契約者は、自己の責任と費用において、本サービスの不意の事故に備えた措置を講じておくべきものとする。

第4章 通信の秘密、個人情報の取り扱い

第19条（通信の秘密の保護）

- 1 当社は、本サービスの提供に伴い扱う通信の秘密を電気通信事業法第4条に基づき保護し、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ使用または保存する。
- 2 当社は、刑事訴訟法第218条(令状による搜索)その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令および令状に定める範囲で、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限および発信者情報の開示に関する法律第4条(発信者情報の開示請求等)に基づく開示請求の要件が充たされた場合には、当該開示請求の範囲で、それぞれ前項の守秘義務を負わないものとする。

- 3 当社は、契約者が第 13 条各項のいずれかに該当する禁止行為を行い、本サービスの提供を妨害した場合であつて、正当防衛または緊急避難に該当すると認められる場合には、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ契約者の通信の秘密に属する情報の一部を提供することがでる。

第20条（個人情報等の保護）

- 1 当社は、契約者の個人情報を「個人情報保護方針」に基づき、適切に取り扱うものとする。
- 2 当社は、契約者の個人情報を「個人情報保護方針」に記載する利用目的の範囲内で利用する。
- 3 当社は、前項の利用目的に必要な範囲で、契約者の個人情報を業務委託先に預託する場合がある。
- 4 当社は次の各号を除き、契約者本人以外の第三者に契約者の個人情報を提供しないものとする。なお、通信の秘密に該当する情報については、前条の規定に従って対応するものとする。
 - (1) 契約者本人の同意がある場合
 - (2) 契約者のサービス利用に係る債権・債務の特定、支払いおよび回収のため必要な範囲で金融機関に個人情報を開示する場合
 - (3) 裁判官の発付する令状により強制処分として捜査・押収等がなされる場合
 - (4) 法律上の照会権限を有する公的機関からの照会がなされた場合、その他法令に基づいて提供する場合
 - (5) 緊急避難または正当防衛に該当すると当社が判断した場合
- 5 当社は、利用契約が終了し、当社所定の保存期間が経過した時点で、契約者の個人情報または通信の秘密に属する情報等を消去するものとする。ただし、当社所定の保存期間の経過後においても、当社が法令により保存する義務を負う場合は、かかる義務の履行に必要な範囲で当該情報を保持することができるものとする。

第5章 本サービスの提供の中止等

第21条（提供の中止）

- 1 当社は、次に掲げる事由がある場合は、本サービスの提供を中止することがある。
 - (1) サーバ設備または電気通信設備等の保守、工事、移設等のため必要である場合
 - (2) 電気通信事業法第 8 条の規定に基づき、天災その他の非常事態が発生し、またはそのおそれがあるため、公共の利益のため緊急を要する通信を優先させる必要がある場合
 - (3) 電気通信事業者等が、電気通信サービスの提供を中止した場合
 - (4) 天災、事変およびその他の非常事態の発生により、サーバ設備または電気通信設備等の一部または全部が滅失もしくは破損して本サービスの提供が困難になった場合
- 2 当社は、前項に基づき本サービスを中止する場合には、各契約者に対して、事前にその旨ならびに理由および期間を通知する。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。
- 3 当社は、第 1 項に基づき本サービスの提供を中止する場合、当該中止の目的達成のために必要な範囲で、サーバ設備または電気通信設備等を移設等することができるものとする。
- 4 当社は、第 1 項に基づき本サービスの提供を中止する場合に当該中止または前項に基づく移設等により各契約者が被った損害について、賠償する責任を負わない。

第22条（提供の一時停止）

- 1 当社は、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、当該契約者に対する本サービスの提供を一時停止することがある。
 - (1) 契約者が料金等の支払いを遅滞した場合
 - (2) 契約者の行為（不作為を含む）により当社のサーバ設備または電気通信設備等に支障が生じ、またはそのおそれがある等、当社の業務の遂行に支障が生じると当社が認めた場合

- (3) 契約者が申込みに当たって虚偽の事項を記載したことが判明した場合
 - (4) 第 23 条第 1 項第 1 号もしくは第 2 号または第 24 条第 1 項第 1 号もしくは第 2 号の要求を受けた契約者が、当社の指定する期間内に当該要求に応じない場合
 - (5) その他、本約款に違反した場合
- 2 当社は、本サービスを一時停止する場合には、契約者に対して事前に、その旨ならびに理由および期間を通知する。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

第23条 (禁止事項に関する措置)

- 1 当社は、契約者が第 13 条に規定する禁止事項に該当する行為を行ったと当社が認めた場合その他本サービスの運営上必要であると当社が判断した場合は、当該契約者に対し、次の措置をいずれか単独または複数組み合わせる講ずることがある。
- (1) 第 13 条に規定する禁止事項に該当する行為を止めるよう要求
 - (2) 本サービス上に保存されたデータの全部または一部を削除するよう要求
 - (3) 本サービスの機能の一部の利用を制限
 - (4) 前条の規定に基づき本サービスの提供を一時停止
 - (5) 第 27 条第 1 項の規定に基づき利用契約を解除
- 2 当社は、前項に基づき前項第 3 号から第 5 号のいずれかの措置を講ずる場合には、契約者に対して、事前にその旨ならびに理由および期間を通知する。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

第24条 (他者からのクレーム)

- 1 当社は、契約者の本サービスの利用に関し他者から当社に対しクレーム、請求等がなされ、かつ当社が必要と認めた場合は、当該契約者に対し、前条第 1 項各号に定める措置または次の措置をいずれか単独または複数組み合わせる講ずることがある。
- (1) 他者との間で、クレーム等の解消のための協議を行うよう要求
 - (2) 本サービスを利用してインターネット上に掲載した情報を削除するよう要求
 - (3) 事前に通知することなく、契約者または契約者の関係者が本サービスを通じてインターネット上に掲載した情報の全部または一部を他者が閲覧できない状態に置く
- 2 当社は、前項に基づき前条第 1 項第 3 号から第 5 号および前項第 3 号のいずれかの措置を講ずる場合には、契約者に対して、事前にその旨ならびに理由および期間を通知する。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

第25条 (サービスの品目の変更)

- 1 当社は、契約者の本サービスの利用状況に応じ、その利用する本サービスの品目の変更を要講ずることがある。契約者は、当社の同要請を正当な理由なく拒絶することはできないものとする。

第26条 (提供の廃止)

- 1 当社は、廃止する 1 ヶ月前までに契約者に対し通知を行うことにより、本サービスの一部または全部を廃止できるものとする。本項に基づく本サービスの廃止の場合、当該サービスにかかる利用契約は、サービス廃止の日をもって当然に終了する。

第6章 利用契約の終了

第27条 (利用契約の解除等)

- 1 当社は、契約者が次に掲げる事由のいずれかに該当した場合には、当該契約者に対し何らの通知・催告をすることなく直ちに利用契約を解除することができるものとする。
- (1) 第 23 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合

- (2) 差押、仮差押、仮処分、滞納処分、競売の申立等を受けた場合、破産手続、民事再生手続、特別清算手続、会社更生手続等の倒産処理手続開始の申立があった場合、または清算に入った場合
 - (3) 手形、小切手が不渡りとなった等支払を停止した場合その他信用状態が悪化したと認められる相当の事由がある場合
 - (4) その他本約款に違反した場合
- 2 契約者は、第 12 条に従うことを条件に、当社に対し前月 15 日までに通知することにより、今月末日をもって利用契約を解約することができる。
 - 3 契約者が、前項に基づき利用契約を解約しても、既払いの料金等は一切返金しないものとする。

第28条 (契約期間、解約および自動更新)

- 1 利用契約の契約期間は、利用開始日から 1 年を経過した月の末日までとする。
- 2 契約者が、契約終了日の前月 15 日までに、書面により解約の意思表示を行わない限り、利用契約は更に 1 ヶ月自動的に延長されるものとし、以後も同様とする。
- 3 前項にかかわらず、当社が契約終了日の前月 15 日までに当該契約者に対し通知した場合、利用契約は延長されることなく終了するものとする。

第29条 (契約終了時の措置)

- 1 本サービスの利用契約が終了した場合、当社は、契約終了後 14 日が経過した時点で当該利用契約に係るサーバ内に記録されている当該利用者に関わる一切のデータを削除する。
- 2 前項に基づく削除によって、契約者が損害を被った場合であっても、当社は何らの責任を負わないものとする。

第7章 本サービスにかかる事項

第30条 (契約者の義務)

- 1 契約者は、経由するすべてのネットワークの規則に従わなければならない。

第31条 (本サービス利用回線の修理または復旧)

- 1 本サービスで利用している通信事業者の回線に障害が発生した場合、当該回線サービスの貸し主である通信事業者の修理基準に従って修理または復旧させるものとする。

第8章 損害賠償等

第32条 (損害賠償)

- 1 契約者またはその代理人もしくは使用人その他契約者の関係者が本約款に違反する行為により当社に損害を与えた場合、契約者は、当社に対し、その損害を賠償するものとする。

第33条 (損害賠償の制限)

- 1 当社の責めに帰すべき事由により、契約者が本サービスを全く利用できない状態に陥った場合、当社は、当社が当該契約者における利用不能を知った時刻から起算して 24 時間以上その状態が継続した場合に限り、当該本サービスの利用料金 1 ヶ月分相当額の 30 分の 1 に利用不能の日数を乗じた額（円未満切り捨て）を、契約者が当社に本サービスの対価として支払った現契約の総額を限度として、契約者の請求により契約者に発生した損害の賠償に応じる。当社が支払うべき損害額が 1 万円未満の場合は、利用不能の時間と同等の契約期間の延長をもって損害の賠償に代えることができるものとする。
- 2 電気通信事業者等の提供する電気通信役務に起因して契約者が本サービスを利用できない状態に陥った場合、当該状態に陥った契約者全員に対する損害賠償総額は、当社がかかる電気通信役務に関し当該電気通信事業者等から受領する損害賠償額を限度とし、当社は前項に準じて契約者の損害賠償の請求に

応じるものとする。

第34条（免責）

- 1 当社は、本約款で特に定める場合を除き、契約者が本サービスの利用（利用不能も含み、以下本条において同様とする）に関して被った損害については、債務不履行責任、不法行為責任その他の法律上の責任を問わず賠償の責任を負わないものとする。
- 2 契約者が本サービスを利用するにおいて発生した第三者（国内外を問わない）との紛争に関しては、契約者が自らその責任と費用負担において解決するものとし、当社は一切責任を負わない。
- 3 当社は、本サービスが契約者の特定の目的に適合すること、期待する機能、商品的価値、有用性を有すること、及び、不具合が生じないことを含め、本サービスに関して明示的にも黙示的にも一切の保証を行わない。
- 4 本サービスの利用により生じる結果及び本サービスを用いて行った行為の結果について、その理由の如何にかかわらず当社は契約者に対して何らの責任を負わない。
- 5 当社は、システムの過負荷、システムの不具合によるデータの破損・紛失に関して一切の責任を負わない。
- 6 当社は、契約者による利用サービスの変更または解約等により生じたデータの破損・紛失等について一切の責任を負わない。
- 7 第4項から前項の規定は、当社に故意または重過失が存する場合には適用しない。
- 8 当社は、本サービスに関連して生じた契約者および第三者の結果的損害、付随的損害、逸失利益等の間接損害について、それらの予見または予見可能性の有無にかかわらず一切の責任を負わない。

第9章 雑則

第35条（準拠法）

- 1 本約款および利用契約は、日本の法律に従って作成または締結されたものとし、日本の法律に従って解釈されるものとする。

第36条（紛争の解決）

- 1 利用契約について紛争、疑義、または取決められていない事項が発生した場合は、当社および契約者は誠意をもって協議の上これを解決するものとする。
- 2 利用契約に関する紛争については、大阪地方裁判所または大阪簡易裁判所を、第一審における専属的合意管轄裁判所とする。

附則

第1条（適用開始）

この約款は、本約款第2条に基づき、2021年12月1日より適用される。

別表

本サービスの品目、内容

品目	内容
Economy／ Standard	当社がデータセンタ（インターネットへの接続回線や保守・運用サービスなどを提供する施設を指す）内に設置し、アプリケーションソフト（メール送受信、Web、データベース、セキュリティ、等）をインストールしたサーバの機能を、利用者の仮想専用サーバとして、利用者に管理権限とともに提供するサービス

最低利用期間

品目	最低利用期間
Economy／ Standard	利用開始日から一年が経過する日が属する月の末日まで